

都市再生機構工事特記基準

(平成23年4月版)

総 則 編
建 築 編
電 気 編
機 械 編

適用について

この都市再生機構工事特記基準は、都市再生機構が住宅建設等を行うにあたり、公共住宅建設工事共通仕様書(平成22年度版)の一部を読替える項目及び追加する項目について記載したものであり、公共住宅建設工事共通仕様書(平成22年度版)と併せて、都市再生機構における仕様書の一部として取り扱うものとする。

都市再生機構工事特記基準で、0.0.0 と記載された数字は、公共住宅建設工事共通仕様書(平成22年度版)の項番号を示す。

<p>総則編 1章 一般共通事項</p>	
<p>1節 一般事項 1.1.3 設計図書の適用</p>	<p>1.1.3 設計図書の適用 2 は以下に読替える。 2 設計図書の優先順位は、次の(1)から(7)の順番のとおりとする。 (1) 追加説明書及び質疑応答書 (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 共通設計図以外の設計図 (5) 共通設計図(各種詳細図集及び建設機器設計図を含む。) (6) 都市再生機構工事特記基準(平成23年4月版)及び機材の品質判定基準(平成23年4月版) (7) 公共住宅建設工事共通仕様書(平成22年度版)(「機材の品質・性能基準」を含む。)</p>
<p>1節 一般事項 1.2.5 電気保安技術者</p>	<p>1.2.5 電気保安技術者 は削除する。</p>
<p>1節 一般事項 1.5.2 機材の品質等</p>	<p>1.5.2 機材の品質等 は以下に読替える。 1 工事目的物に使用する材料、部品及び機器(以下「機材」という。)は、特記なき限り、新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくてもよい。 2 機材の現場への搬入に当たっては、その機材が設計図書に適合していることを確認するとともに、監督員の立会い、確認が規定されている場合は、監督員の立会い、確認を受ける。 3 品質及び性能が「機材の品質・性能基準」又は「機材の品質判定基準」で示された機材の使用にあたっては、あらかじめ都市機構に登録された品質性能評価機関(別表)が、登録の範囲内で評価を行ったことを証明する評価書(認定書等を含む。以下同じ。)を監督員に提出し確認を受けること。評価書については発行日から5年の有効期限を過ぎていないこと。ただし監督員の承諾を受けて品質確認報告書を提出する場合はこの限りでない。 4 使用する機材が設計図書に定める品質及び性能を有することを証明する資料を監督員に提出する。ただし、次の(1)から(4)のいずれかによる場合は、この限りでない。 (1) 「JISによる」又は「JASによる」と指定された機材で、当該規格・基準に適合することが、第三者機関の認証等により確認できるもの、又は規格を証明するマーク表示等の確認ができるものを使用する場合。ただし、JISの自己適合宣言品は除く。</p>

	<p>(2) 建築基準法その他の認定品等と指定された機材で、品質、性能を証明する資料又はマーク等が確認できるものを使用する場合。 (3) 上記3による評価書を監督員に提出する場合。 (4) 規格等が指定された機材で、当該規格への適合性を、公共住宅用資機材品質性能評価事業、公共土木工事用資機材品質性能評価事業又は建築材料・設備機材等品質性能評価事業により評価を受けたものについては、評価を受けたことを証明する評価書を監督員に提出する場合。 5 特記による品質、性能の確認方法がある場合はそれによる。 6 監督員の承諾を受けた場合、規格証明書等の提出及び試験を省略することができる。 7 設計図書に規定された規格等が改正された場合は、1.1.5による。 8 機材を選定する際、次の事項について配慮する。 (1) 維持が容易であり、部品交換等への対応が整備されており、交換が容易に行えるものであること。 (2) 施工が容易であり、施工の確実性が確保できるようマニュアル等が整備されていること。 9 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)に準拠した証明書を、監督員に提出する。</p>
--	---

建築編 4章 地業工事	
4節 鋼杭地業 4.4.6 継手	<p><u>4.4.6 継手 3 は以下に読替える。</u></p> <p>3 杭の現場継手を溶接とする場合は次による。</p> <p>(1) 溶接技術者は、施工期間中現場に常駐する。なお、溶接技術者は、次のいずれかの資格を有する者とし、資格認定等に関する証明書等の写しを監督員に提出する。</p> <p>(イ) (社)日本溶接協会規格 WES-8103 による 2 級以上の有資格者(以下「溶接管理技術者」という。)</p> <p>(ロ) (社)日本溶接協会指定の基礎杭溶接管理技術者講習会終了試験合格者(以下「基礎杭溶接管理技術者」という。)</p> <p>(2) 溶接技能者は、次による資格を有する者で、かつ、杭の継手溶接に最近引続き 6 カ月以上従事している者とする。</p> <p>また、名簿(氏名、技量資格種別、証明番号及び工事経歴を記入したものを)を事前に監督員に提出するとともに、溶接作業に従事するときは技量資格証明書を携帯していなければならない。</p> <p>(イ) 手溶接を行う場合は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)による A(N)-2P, A(N)-2H, A(N)-3H のいずれかの有資格者(A 又は N のいずれか。), 又は日本溶接協会規格 WES 8106によるFP-A-2Pの技量を有する者。</p> <p>(ロ) 半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)による SA(SN)-2P, SA(SN)-2H, SA(SN)-3P, SA(SN)-3H のいずれかの有資格者(SA 又は SN のいずれか。), 又は日本溶接協会規格 WES 8106によるFP-SS-2P若しくはFP-SA-2Pの技量を有する者。</p> <p>(ハ) 自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 による SA-2F 以上の有資格者</p> <p>(3) 溶接施工はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくい施工標準)及び日本溶接協会規格 WES 7601 (基礎杭打設時における溶接作業標準)による。</p> <p>(4) 溶接部の確認は、全数とし、その方法はJIS A 7201の8.2 [溶接継手による場合]のg)による。</p>
建築編 6章 コンクリート工事	
2節 コンクリートの品質 6.2.5 スランプ	<p><u>6.2.5 スランプ は以下に読替える。</u></p> <p>コンクリートの荷卸し地点におけるスランプは、特記による。特記なき限り18cm以下とする。</p>

14節 高い強度のコンクリートの取扱い 6.14.3 材料	<p><u>6.14.3 材料 2(1) は以下に読替える。</u></p> <p>(1) 混和剤は、JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)による高性能AE減水剤標準形又は遅延形とする。</p>
18節 型枠 6.18.3 材料	<p><u>6.18.3 材料 9 の次に以下を追記する。</u></p> <p>10 構造部材と非構造部材を分離するために用いるスリット材は、特記なき限り「機材の品質判定基準」によるものとする。</p>
18節 型枠 6.18.4 施工	<p><u>6.18.4 施工 12 の次に以下を追記する。</u></p> <p>13 スリット部の施工は、以下による。</p> <p>(1) スリット材の寸法は正確に算出し、連続性を確保する。</p> <p>(2) スリット材の取付け方法は、特記による。ただし、特記なき限り製造所の仕様による。</p> <p>(3) 取付面の著しい不陸の有無及び清掃状態を確認する。</p> <p>(4) 水平スリット材に振れ止め鉄筋の貫通孔を設ける場合は、その径を最小限におさえ、過大にあげないものとする。</p> <p>(5) 水平スリット材には、必要に応じ、浮き上がり防止措置を講じる。</p> <p>(6) 水平スリット材の設置位置を正確に定め、鉛直スリット材との連続性を確保する。</p> <p>(7) 鉛直スリット材は、コンクリート打込み時の衝撃及び側圧に耐えるよう取り付け。</p>
2節 アスファルト防水 9.2.3 種別及び工程	<p><u>9.2.3 種別及び工程 は以下に読替える。</u></p> <p>アスファルト防水の種別及び工程は、9.2.4 表による。なお、表中の絶縁用シートは都市機構では適用しない。</p>
2節 アスファルト防水 9.2.10 伸縮調整目地	<p><u>9.2.10 伸縮調整目地 1 は以下に読替える。</u></p> <p>1 防水層押さえには、伸縮調整目地を設ける。伸縮調整目地の割付は、周辺立ち上がり部等の仕上がり面から500mm以内の位置とし、中間は縦横間隔2,000mm内外とする。また、伸縮調整目地は、排水溝を含めて立上りの仕上り面に達するものとする。</p>
3節 改質アスファルトシート防水 9.3.3 種別及び工程	<p><u>9.3.3 種別及び工程 は以下に読替える。</u></p> <p>改質アスファルトシート防水の工程は、9.3.1 表から 9.3.3 表により、適用は特記による。なお、表中の絶縁用シートは都市機構では適用しない。</p>

5節 塗膜防水 9.5.1 適用範囲	9.5.1 適用範囲 は以下に読替える。 この節は、屋根用塗膜防水材料（ウレタンゴム系，ゴムアスファルト系），トレンチピット等塗膜防水材料（ポリマーセメント系）及び，バルコニー等床塗膜防水材料（ウレタンゴム系）を用いて施工する塗膜防水材料に適用する。																									
5節 塗膜防水 9.5.2 材料	9.5.2 材料 2は以下に読替える。 2 トレンチピット等に使用する塗膜防水材料は、特記なき限り無機質系塗膜防水材料（ポリマーセメント系塗膜防水材料）とし、「機材の品質判定基準」によるものとする。																									
5節 塗膜防水 9.5.2 材料	9.5.2 材料 5の次に以下を追記する。 6 バルコニー等床に使用する塗膜防水材料は、特記なき限りJIS A 6021（建築用塗膜防水材料）によるウレタンゴム系1類とし「機材の品質判定基準」によるものとする。また、仕上塗料は粒径0.2mm程度の骨材を混入したものとし、主剤製造所の指定する製品とする。																									
5節 塗膜防水 9.5.3 種別及び工程	9.5.3 種別及び工程 1(2)の次に以下を追記する。 (3) バルコニー等床防水の塗り厚は2.0mmを標準とし、工程は下記による。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>材料</th> <th>使用量</th> <th>工法</th> <th>養生時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>プライマー</td> <td>0.15～0.25 kg</td> <td>はけ塗り又はローラー塗り</td> <td>1～6時間</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ウレタン系塗膜防水材料</td> <td>2.5 kg</td> <td>こて塗り又はゴムベラ塗り</td> <td>8～16時間</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>仕上塗料（1回目）</td> <td>0.1 kg</td> <td>はけ塗り又はローラー塗り</td> <td>1～7時間</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>仕上塗料（2回目）</td> <td>0.1 kg</td> <td>はけ塗り又はローラー塗り</td> <td>1～7時間</td> </tr> </tbody> </table>	工程	材料	使用量	工法	養生時間	1	プライマー	0.15～0.25 kg	はけ塗り又はローラー塗り	1～6時間	2	ウレタン系塗膜防水材料	2.5 kg	こて塗り又はゴムベラ塗り	8～16時間	3	仕上塗料（1回目）	0.1 kg	はけ塗り又はローラー塗り	1～7時間	4	仕上塗料（2回目）	0.1 kg	はけ塗り又はローラー塗り	1～7時間
工程	材料	使用量	工法	養生時間																						
1	プライマー	0.15～0.25 kg	はけ塗り又はローラー塗り	1～6時間																						
2	ウレタン系塗膜防水材料	2.5 kg	こて塗り又はゴムベラ塗り	8～16時間																						
3	仕上塗料（1回目）	0.1 kg	はけ塗り又はローラー塗り	1～7時間																						
4	仕上塗料（2回目）	0.1 kg	はけ塗り又はローラー塗り	1～7時間																						
5節 塗膜防水 9.5.5 施工	9.5.5 施工 3(3)の次に以下を追記する。 (4) バルコニー等床防水の下地は、出隅部は補強布を用い、入隅部はシーリング材で処置し、必要に応じて補強布を併用する。																									
建築編 11章 タイル工事																										
2節 材料・工法 11.2.2 張付け用材料	11.2.2 張付け用材料 は以下に読替える。 タイルの張付けモルタルは特記による。特記なき限り JISA6916（建築用下地調整材）における「試験用タイル張付け用モルタルの品質」による既成調合モルタルとする。なお、現場調査又は既成調合いずれの場合も、張付けモルタルは JISA6203（セメント混和用ポリマーディスパーション及び再乳化形粉																									

	末樹脂）によるポリマーディスパーションを混和したものとする。ただし、床用タイルは普通モルタルとする。 (1) 現場調査モルタル (イ) 張付けモルタルの...（以下読替えなし）																		
4節 タイル型枠先付け工法	4節 タイル型枠先付け工法 を削除する。 都市機構ではタイル型枠先付け工法は用いない。																		
建築編 12章 木工事																			
2節 材料 12.2.1 木材	12.2.1 木材 12.2.2表 造作材の品質の基準 は以下に読替える。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>部材名称</th> <th>A種</th> <th>B種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生地のまま又は透明塗料塗りの場合</td> <td>枠，額縁，敷居，かま，かまちの類</td> <td>上小節（ただし，見え掛り面）</td> <td>小節</td> </tr> <tr> <td>押入，戸棚等の内面造作の類</td> <td>上小節（ただし，見え掛り面）</td> <td>小節</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不透明塗料塗りの場合</td> <td>上小節（ただし，見え掛り面）</td> <td>小節</td> </tr> </tbody> </table>	使用箇所	部材名称	A種	B種	生地のまま又は透明塗料塗りの場合	枠，額縁，敷居，かま，かまちの類	上小節（ただし，見え掛り面）	小節	押入，戸棚等の内面造作の類	上小節（ただし，見え掛り面）	小節	不透明塗料塗りの場合		上小節（ただし，見え掛り面）	小節			
使用箇所	部材名称	A種	B種																
生地のまま又は透明塗料塗りの場合	枠，額縁，敷居，かま，かまちの類	上小節（ただし，見え掛り面）	小節																
	押入，戸棚等の内面造作の類	上小節（ただし，見え掛り面）	小節																
不透明塗料塗りの場合		上小節（ただし，見え掛り面）	小節																
2節 材料 12.2.2 樹種	12.2.2 樹種 12.2.3表 見えがくれとなる構造材の樹種 は以下に読替える。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>用途</th> <th>名称</th> <th>樹種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">構造材</td> <td rowspan="2">間仕切り</td> <td>頭つなぎ 脚固め</td> <td>米松，米杉，米つが，桧，松，杉，えぞ松，から松，とど松</td> </tr> <tr> <td>柱・間柱 胴縁</td> <td>米松，米つが，米ひば，米杉，スプルース，米桧，桧，ニュージーランド松，松，杉，えぞ松，とど松，から松，もみ，つが</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">構造材</td> <td rowspan="3">床組み</td> <td>敷土台 大引き， 大引き受</td> <td>米松，米杉，米つが，桧，ニュージーランド松，松，杉，えぞ松，から松，とど松，栗，ひば</td> </tr> <tr> <td>根太 根太がけ きわ根太</td> <td>米松，米つが，米杉，松，杉，から松，えぞ松，とど松（ただし，木質系床材張り，ビニルシート張り及びカーペット敷きの根太及びきわ根太は，米ひば，米桧，桧，ひばとする。）</td> </tr> <tr> <td>床下地板</td> <td>米松，米杉，桧，松，杉，さわら，えぞ松，とど松，から松</td> </tr> </tbody> </table>	区分	用途	名称	樹種	構造材	間仕切り	頭つなぎ 脚固め	米松，米杉，米つが，桧，松，杉，えぞ松，から松，とど松	柱・間柱 胴縁	米松，米つが，米ひば，米杉，スプルース，米桧，桧，ニュージーランド松，松，杉，えぞ松，とど松，から松，もみ，つが	構造材	床組み	敷土台 大引き， 大引き受	米松，米杉，米つが，桧，ニュージーランド松，松，杉，えぞ松，から松，とど松，栗，ひば	根太 根太がけ きわ根太	米松，米つが，米杉，松，杉，から松，えぞ松，とど松（ただし，木質系床材張り，ビニルシート張り及びカーペット敷きの根太及びきわ根太は，米ひば，米桧，桧，ひばとする。）	床下地板	米松，米杉，桧，松，杉，さわら，えぞ松，とど松，から松
区分	用途	名称	樹種																
構造材	間仕切り	頭つなぎ 脚固め	米松，米杉，米つが，桧，松，杉，えぞ松，から松，とど松																
		柱・間柱 胴縁	米松，米つが，米ひば，米杉，スプルース，米桧，桧，ニュージーランド松，松，杉，えぞ松，とど松，から松，もみ，つが																
構造材	床組み	敷土台 大引き， 大引き受	米松，米杉，米つが，桧，ニュージーランド松，松，杉，えぞ松，から松，とど松，栗，ひば																
		根太 根太がけ きわ根太	米松，米つが，米杉，松，杉，から松，えぞ松，とど松（ただし，木質系床材張り，ビニルシート張り及びカーペット敷きの根太及びきわ根太は，米ひば，米桧，桧，ひばとする。）																
		床下地板	米松，米杉，桧，松，杉，さわら，えぞ松，とど松，から松																

	その他	吊戸棚 取付用下地材	米ひば、米つが、米桧、桧、ひば、松、から松、もみ、つが、杉	
	(注)胴縁等に単板積層材を使用する場合は、監督員に品質規格の試験成績書を提出する。			
2節 材料 12.2.2 樹種	12.2.2 樹種 12.2.4表 造作材及び見えがかりとなる構造材の樹種 は以下に読替える。			
	区分	用途	名称 樹種	
	開口部回り	開口部回り	つり元枠、浴室枠、くつすり	米ひば、米桧、桧、ひば、から松
			額縁・その他	米つが、米ひば、スプルース、米杉、杉、さわら、桧、もみ、つが、ひば、から松（ただし、水がかりの部分は、米つが、米杉、つがを除く。）
	造作材	敷居・かま居・その他	敷居・一筋敷居・かまち	米つが、米桧、米ひば、松、から松、桧、つが、ひば、杉
			外部サッシ付き敷居・ボードフロア相互間の敷居・上りかまち	米ひば、米桧、桧、ひば、から松、杉
			かも居・つけかも居・一筋かも居・無目・中かも居・吊木・回り縁	米ひば、米つが、米杉、スプルース、米桧、杉、さわら、つが、もみ、桧、ひば、から松
			柱、方立の間隔が2mを超える単材の中かも居	米ひば、米桧、米杉、杉、さわら、もみ、桧、ひば、から松
			畳寄せ ボード寄せ等	米つが、スプルース、米桧、米ひば、米杉、杉、さわら、つが、もみ、桧、ひば、松、から松
			外部サッシ付の寄せ等	米ひば、米桧、桧、ひば、から松、杉
その他（カーテンボックス、巾木等）			米つが、米唐松、米桧、米ひば、米杉、杉、さわら、つが、もみ、桧、ひば、から松、南方産樹種	
物置入れ等	かまち、根太がけ、根太	米つが、スプルース、米桧、から松、杉、さわら、もみ、桧、つが、から松、えぞ松、米ひば		
構造材	間軸仕組み	柱	米ひば、スプルース、米桧、米つが、杉、もみ、つが、桧、から松	
(注) 1 軽微なつり元枠（W=600mm以下）は、額縁・その他の樹種による。				

	2 「水がかり」とは、外部に面するすべてのサッシ付きの下部額縁（ただし、バルコニー出入口の下部額縁を除き、塗装を行う場合は水がかりの対象外とする。）及び浴室出入口枠額縁を含む。
建築編 16章 建具・ガラス工事	
6節 建具用金物 16.6.3 材料	16.6.3 材料 3(1) は以下に読替える。 (1) 浴室、便所、各居室及び間仕切り雇用の錠前は、内締錠（押しボタン式空錠、サムターン式空錠等で非常解除装置付。）とし、にぎり手（レバーハンドル又はにぎり玉。）又は引手の取付けねじは、室外からねじ止めとする。ただし、浴室ユニットへの適用については、監督員と協議し、承認を受けること。また、浴室扉、便所扉及びバルコニーに面する扉、及び直接水がかかる恐れのある扉のトロよけは、ステンレス等の錆びにくい材質とする。
6節 建具用金物 16.6.3 材料	16.6.3 材料 3(4) の次に以下を追記する。 (5) その他の扉（階段室改め口、住宅共用部等）に使用するシリンダー錠は、入居後の住宅管理上支障のない単位ごとに（単位については監督員と協議）、及び用途別に同一キーグループとし、鍵は1グループにつき5本とする。鍵及びコンストラクションキーは、取付けられた錠前の符号と鍵の符号とを照合確認のうえ、目録を添え、監督員に提出する。 (6) 機材の品質・性能基準に規定のない特殊な形状の建具金物（アウトセット引戸用金物等）の使用にあたっては、使用に先立ち、メーカーの試験成績書等により、品質・性能を確認し、監督員に報告すること。
建築編 18章 仕上塗材工事	
1節 一般事項 18.1.5 施工一般	18.1.5 施工一般 5の次に以下を追記する。 6 マスチック塗材ローラー塗りは、原則として、全国マスチック事業協同組合連合会の所属員で、同連合会の認定した仕上性能管理士及び仕上士を有し、所定の施工仕様が確保できる業者の施工とする。
建築編 19章 内装工事	
1節 一般事項	19.1.5 施工一般 4の次に以下を追記する。 5 発泡プラスチック系床下地材（以下、「プラ系床下地材」という。）及び

19.1.5 施工一般	乾式遮音二重床下地（以下、二重床下地材という。）の施工に先立ち、「機材の品質判定基準」に従い、所定の資料を監督員に提出する。また、床仕上げ材の取付け及び設備配管との整合を図った施工図を作成し、監督員に提出する。	
3節 乾式遮音二重床下地 19.3.1 材料	19.3.1 材料 19.3.1表 二重床下地の適用区分 は以下に読替える。	
	部 位	二重床下地材
	基準階における床下地 （洗面所・脱衣室，物入，押入等を除く）	乾式（基準階タイプ）
	1階（最下階）の床下地 （洗面所・脱衣室，物入，押入等を除く）	乾式（1階タイプ）
	洗面・脱衣室の床下地	乾式（1階タイプ）
	(注) 1階（最下階）の床下地に乾式（1階タイプ）を使用する場合は，19.11.2によるフォームポリスレンフォーム保温材（FP板）をスラブ下に張るものとする。	
5節 畳敷き 19.5.1 材料	19.5.1 材料 3 は以下に読替える。 3 畳の防虫処理は次による。 (1) 畳床に JIS A 5901(稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床)を用いる場合は，次のいずれかによる。防虫加工紙(布)及び防虫裏ごもシートは，「機材の品質判定基準」による。 (イ) 誘電加熱処理を行う場合は，畳表取付け後に行い，誘電加熱は畳の全体が65-70 になるような条件とする。 (ロ) 防虫加工紙(布)を畳床内に 2 層取付ける場合は，1 層目は化粧ばえの下に，2 層目は裏ごもの内側に取付ける。 (ハ) 防虫加工紙(布)を畳表の下に取付ける場合は，防虫加工紙(布)を畳床の表面に，防虫裏ごもシートを畳床の裏面に取付け，更に畳床側面(四周)及び巻わらにも防虫加工紙(布)を取付けて畳床全体を包込む。 (2) 畳床にポリスチレンフォームサンドイッチ及びタタミボードサンドイッチを用いる場合は，2(1)の(ロ)又は(ハ)による処理を行う。 (3) 畳のへり下紙には紙幅 85 mm，かまちには紙幅 120 mm 以上の防虫加工紙(布)を使用する。	

建築編 20章 部品・その他工事	
3節 スリーブその他 20.3.3 材料	20.3.3 材料 に以下を追記する。 外壁の地中部等水密を要する部分のスリーブは，つば付き鋼管とする。
建築編 22章 排水工事	
22章 排水工事 は削除する。(基盤整備工事共通仕様書による。)	
建築編 23章 舗装工事	
23章 舗装工事 は削除する。(基盤整備工事共通仕様書による。)	
建築編 24章 植栽工事	
24章 植栽工事 は削除する。(基盤整備工事共通仕様書による。)	
建築編 25章 除却工事	
25章 除却工事 は削除する。(基盤整備工事共通仕様書による。)	

電気編 1章 一般共通事項	
1節 一般事項 1.1.1 適用範囲	<u>1.1.1に、以下を追記する。</u> この編に定める工事は、関係法令及び(社)日本電気協会が定める内線規程(日本電気技術規格委員会需要設備専門部会)に基づいて施工する。
1.1.4 電気主任技術者との協議	<u>1.1.4は、以下に読替える。</u> 自家用電気工作物に係る工事は、当該工事の着手に先立ち、都市再生機構電気工作物保安規程に定める電気主任技術者と電気工作物の工事について協議を行い、工事計画書を作成した上、電気主任技術者に提出し、承諾を受ける
電気編 2章 電力設備工事	
14節 架空配線 2.14.3 架線	<u>2.14.3に、以下を追記する。</u> 5 架空ケーブルのちょう架用線には、22 mm ² 以上の垂鉛めっき鋼より線を使用する。
15節 地中配線 2.15.2 掘削及び埋戻し等	<u>2.15.2は、以下に読替える。</u> 床掘り、掘削、埋戻しは、基盤整備工事共通仕様書土木編1章1節を準用する他、次による。 1 掘削幅は地中配線が施工可能な範囲の最小幅とし、底面を平たんに締固める。 2 埋戻しは、根切り土の中の良質土により、1層の仕上り厚さが0.3m以下となるよう均一に締固める。また、埋戻しに際し地中埋設物に損傷を与えないよう注意する。
電気編 3章 受変電設備工事	
3節 高圧機器 3.3.2 変圧器	<u>3.3.2の5(2)は、以下に読替える。</u> (2) ダイアル温度計
6節 受変電設備用附属品 3.6.3 自家用電気室用附属品	<u>3.6.3は、以下に読替える。</u> 自家用電気室用附属品は、特記なき限り以下による。 1 揭示板(記載内容は監督員の指示による) 連絡先板.....1枚(400×600mm)(概略寸法) 操作説明板.....1枚(1,200×800mm)(概略寸法) 系統図板(電気系統及び冷却水、燃料配管系統)各1枚(1,200×800mm)(概略寸法)

	自家用電気工作物表示板.....1枚(420×600mm)(概略寸法) 2 消火器(電気火災及び油火災両用、標識とも) 全出力500kW未満の変電及び発電設備 小型消火器(10形程度).....2個 全出力500kW以上1,000kW未満の変電及び発電設備 大型消火器(10能力単位以上).....2個 3 低圧・高圧兼用検電器(音響、ネオン併用式) (低圧自家用の場合は低圧用検電器).....1個 4 短絡接地器具(5m).....一式 5 断路器又は気中開閉器操作用フック棒.....2本 6 絶縁ゴムマット(6kV用・すべり止め付き).....一式 (注) 1 4~6まで、低圧回路のみのときは必要としない。 2 屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は2を除く。 3 屋外に設置されたキュービクル式受電設備の場合は、5の断路器操作用フック棒は屋外用とする。
電気編 5章 発電設備工事	
14節 熱併給発電装置 (コージェネレーション装置)(新設) 5.14.1 機材(新設)	<u>以下を追記する。</u> 1 熱併給発電装置の機材は、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第5編第1章第6節による。 2 熱併給発電装置の機材の試験は、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第5編第1章第9節による。
5.14.2 施工(新設)	<u>以下を追記する。</u> 1 熱併給発電装置の据付けは、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第5編第2章第3節による。 2 熱併給発電装置の施工の立会い及び試験は、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第5編第2章第6節による。
電気編 6章 情報設備工事	
2節 機材 6.2.17 宅配ボックス	<u>6.2.17に、以下を追記する。</u> 宅配ボックスは集中管理型宅配ボックスとする。

電気編 7章 防災設備工事																
8節 自動火災報知設備	7.8.3に、以下を追記する。															
7.8.3 受信機，副受信機の 取付け	3 受信機と壁面又は柱面との間隔は，原則として7.8.3表による。															
	7.8.3表 配置距離															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>受信機の形式</th> <th colspan="2">壁面・柱面との間隔(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">壁掛形</td> <td>正面</td> <td>1.0以上</td> </tr> <tr> <td>側面</td> <td>0.3 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自立形</td> <td>正面</td> <td>1.5 "</td> </tr> <tr> <td>側面</td> <td>0.5 "</td> </tr> <tr> <td>背面</td> <td>0.6 "</td> </tr> </tbody> </table>	受信機の形式	壁面・柱面との間隔(m)		壁掛形	正面	1.0以上	側面	0.3 "	自立形	正面	1.5 "	側面	0.5 "	背面	0.6 "
受信機の形式	壁面・柱面との間隔(m)															
壁掛形	正面	1.0以上														
	側面	0.3 "														
自立形	正面	1.5 "														
	側面	0.5 "														
	背面	0.6 "														
	(注) 印の扉のないものはこの限りでない。															

機械編 3章 給水設備工事													
1節 一般事項 3.1.2 一般事項（新設）	3.1.1の次に、以下を追記する。 3.1.2 一般事項 専用水道等の既存給水施設へ立ち入る工事関係者は、事前に水道法第21条及び同法施行規則第16条に規定する健康診断を受診し、検査報告書を監督員へ提出し確認を得る。												
2節 機器、器具及び材料 3.2.1 管類	3.2.1の3.2.1表の脚注に、以下を追記する。 注2 架橋ポリエチレン管の呼び径16及び20は、JIS K 6787（水道用架橋ポリエチレン管）とする。												
2節 機器、器具及び材料 3.2.2 継手類	3.2.2の3.2.2表の脚注に、以下を追記する。 注2 架橋ポリエチレン管継手の呼び径16及び20は、JIS K 6788（水道用架橋ポリエチレン管継手）とする。												
3節 施工 3.3.1 配管工法	3.3.1の24の次に、以下を追記する。 25 建物内の横主管から給水立て管への分岐は、原則として給水横主管の上部から取出す。												
3節 施工 3.3.7 試験、消毒	3.3.7の4は、以下に読替える。 4 水槽類の清掃・消毒は、次により行う。 水槽は、据付け後、清掃及び水洗いを行う。飲料用水槽の場合は、さらに有効塩素50～100mg/Lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤により消毒を行う。												
機械編 4章 排水・通気設備工事													
3節 施工 4.3.2 勾配	4.3.2の1(2)に、以下を追記する。 なお、各器具までの距離は、次表を標準とする。 表 各器具までの距離												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>器具</th> <th>計測の起点と終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台所流し</td> <td>排水ヘッダー掃除口～横枝管と立ち上りエルボの接続部</td> </tr> <tr> <td>洗面化粧台</td> <td>排水ヘッダー掃除口～横枝管と立ち上りエルボの接続部</td> </tr> <tr> <td>洗濯パン</td> <td>排水ヘッダー掃除口～横枝管と器具トラップの接続部</td> </tr> <tr> <td>浴室エット</td> <td>排水ヘッダー掃除口～横枝管と器具トラップの接続部</td> </tr> <tr> <td>便器</td> <td>排水用特殊継手の掃除口又はPS内横枝管の掃除口～横枝管と立ち上りエルボの接続部</td> </tr> </tbody> </table>	器具	計測の起点と終点	台所流し	排水ヘッダー掃除口～横枝管と立ち上りエルボの接続部	洗面化粧台	排水ヘッダー掃除口～横枝管と立ち上りエルボの接続部	洗濯パン	排水ヘッダー掃除口～横枝管と器具トラップの接続部	浴室エット	排水ヘッダー掃除口～横枝管と器具トラップの接続部	便器	排水用特殊継手の掃除口又はPS内横枝管の掃除口～横枝管と立ち上りエルボの接続部
器具	計測の起点と終点												
台所流し	排水ヘッダー掃除口～横枝管と立ち上りエルボの接続部												
洗面化粧台	排水ヘッダー掃除口～横枝管と立ち上りエルボの接続部												
洗濯パン	排水ヘッダー掃除口～横枝管と器具トラップの接続部												
浴室エット	排水ヘッダー掃除口～横枝管と器具トラップの接続部												
便器	排水用特殊継手の掃除口又はPS内横枝管の掃除口～横枝管と立ち上りエルボの接続部												

機械編 5章 給湯設備工事	
2節 機器、器具及び材料 5.2.1 管類	5.2.1の5.2.1表の脚注に、以下を追記する。 注3 架橋ポリエチレン管の呼び径16及び20はJIS K 6787（水道用架橋ポリエチレン管）とする。
2節 機器、器具及び材料 5.2.2 継手類	5.2.2の5.2.2表に、脚注として以下を追記する 注 架橋ポリエチレン管継手の呼び径16及び20はJIS K 6788（水道用架橋ポリエチレン管継手）とする。
2節 機器、器具及び材料 5.2.8 給湯器ユニット及びガス湯沸器	5.2.8の2(4)の次に、以下を追記する。 (5) 熱交換器は、給湯用と追焚用を完全に分離した構造のものとする。
2節 機器、器具及び材料 5.2.16 コージェネレーション装置（新設）	5.2.15の次に、以下を追記する。 5.2.16 コージェネレーション装置 コージェネレーション装置は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第3編第4節による。
機械編 6章 消火設備工事	
3節 施工 6.3.4 機器の据付け	6.3.4の5の次に、以下を追記する。 6 表示 UR賃貸住宅の共用部分に設置する消火器には、本体に団地名、設置場所（棟番号、階数、室名等）及び都市機構所有物であることを表示を行う。
機械編 7章 ガス設備工事	
2節 都市ガス設備 7.2.5 調理用ガス機器	7.2.5の6の次に、以下を追記する。 7 調理用ガス機器において、ハイカロリバーナーと標準バーナーの両方の機能が備わる機器を設置する場合は、ハイカロリバーナーが流し側になることを標準とする。
2節 都市ガス設備 7.2.7 配管工法	7.2.7の17の次に、以下を追記する。 18 配管完了後の他工事による衝撃、釘打ち等の損傷を与えないよう、要所に配管表示シールを貼るなど、配管防護措置を施す。
機械編 10章 暖冷房設備工事	
2節	10.2.8の次に、以下を追記する。

機器及び材料 10.2.9 コージェネレーション装置（新設）	10.2.9 コージェネレーション装置 5.2.16 による。					
機械編 12章 共通工事（塗装及び防露・保温工事）						
3節 防露・保温工事 12.3.3 防露、保温基準	12.3.3の12.3.2表は下記に読替える。					
管（継手及び弁類を含む）	給水管	区分	施工箇所	保温の種別		
		排水及び通気管	屋内露出	屋内露出	a・(イ)(口)(ハ)	
			給湯管	ポンプ室・機械室 メーター室内 階下のあるトレンチ内		b・(ニ)
				天井・木造壁内 台所流し台裏及び浴室ユニット裏 住戸内のパイプスペース内 住戸外のパイプスペース内		c・(ニ)
				階下のないトレンチ内、ピット内		特記による
				屋外露出		e・(ニ)
	排水及び通気管		階下のあるトレンチ内 天井・木造壁内 住戸内のパイプスペース内		b・(ニ) c・(ニ)	
	給湯管	屋内露出	屋内露出	a・(イ)(口)		
		ポンプ室・機械室 メーター室内 階下のあるトレンチ内		b・(イ)(口)		
		天井・木造壁内 スラブ、床板間転がし配管 台所流し台裏及び浴室ユニット裏 浴室ユニット下部及びネダフォーム 下部 住戸内のパイプスペース内 住戸外のパイプスペース内		c・(イ)(口)		
		階下のないトレンチ内、ピット内		d・(イ)(口)		
		屋外露出		e・(イ)(口)		

	<p>注 1. 被覆銅管は特記のある場合のみ被覆の上に保温を行う。</p> <p>2. 保温外装のステンレス鋼板巻き部分は、特記なき限り塗装は行わない。</p> <p>3. 共同溝内は特記による。</p> <p>4. 給水及び排水管で建築基準法施行令第112条に規定する耐火構造等の防火区画等を貫通する部分は、保温を行わず、モルタル又はロックウール保温材で埋める。</p>
機械編 13章 エレベーター設備工事	
1節 一般事項 13.1.1 適用範囲	<p>13.1.1は、以下に読替える。</p> <p>この章は、住宅に設置するエレベーターに適用し、都市機構が別に定める「エレベーター仕様書（マシンルームレス型エレベーター）（一般エレベーター）（非常用エレベーター）」及び「エレベーター仕様書（既存中層住宅設置用）」による。また、上記によらないエレベーターは、特記による。</p>
機械編 14章 機械式駐車装置設備工事	
1節 一般事項 14.1.1 適用範囲	<p>14.1.1は、以下に読替える。</p> <p>この装置は、住宅に付随して設置する機械式駐車装置で、使用者自身が操作し、運転するものとし、都市機構が別に定める「機械式駐車装置仕様書」による。また、機械式駐車装置は「駐車場法」に基づく技術基準に従い審査された認定品とする。</p>
機械編 15章 空気調和設備工事（新設）	
空気調和設備工事は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第3編空気調和設備工事を適用する。	

(別表) 品質性能評価機関等登録名簿

建築編		
該当する品質判定基準等	登録機関及び機材の種別	
機材の種類・種別	登録機関名	機材の種別
1. 玄関ドア	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	玄関ドア
	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	玄関ドア
2. アルミサッシ	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	アルミサッシ
	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	サッシ
3. 各住戸玄関扉用及び 勝手口扉用錠前	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前
	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	玄関ドア用錠前
4. 各住戸玄関扉用及び 内装扉用ドアクローザ	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	各住戸玄関扉用及び内装扉用ドアクローザ
	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	ドアクローザ
5. 浴室ユニット	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	浴室ユニット
	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	浴室ユニット
6. キッチンキャビネット(セクショナルキッチン・システムキッチン)	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	キッチンキャビネット(セクショナルキッチン・システムキッチン)
	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	キッチンシステム
7. 郵便受箱	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	郵便受箱
	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	郵便受箱
8. 手すりユニット	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	手すりユニット
	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	墜落防止手すり

9. 補助手すり	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	補助手すり
	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	歩行・動作補助手すり
10. パイプシャフトア	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	パイプシャフトア
	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	パイプシャフトア
11. 初期補修用フレックス ポリマーセメントペースト	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	初期補修用フレックスポリマーセメントペースト
	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	初期補修用フレックスポリマーセメントペースト
12. 初期補修用フレックス ポリマーセメントモルタル	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	初期補修用フレックスポリマーセメントモルタル
	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	初期補修用フレックスポリマーセメントモルタル
13. 量産ふすま	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	量産ふすま
	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	量産ふすま
14. マスチック塗材(A,C)	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	マスチック塗材(A,C)
	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	マスチック塗材(A,C)
15. 内装ドア・クロゼットア	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	内装ドア・クロゼットア
	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	内装ドア・クロゼットア
16. ウレタン系塗膜防水材 (バルコニー等床防水)	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	ウレタン系塗膜防水材(バルコニー等床防水)
	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	ウレタン系塗膜防水材(バルコニー等床防水)
17. 無機質系塗膜防水材 (ポリマーセメント系塗膜防水材)	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	無機質系塗膜防水材(ポリマーセメント系塗膜防水材)
	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	無機質系塗膜防水材(ポリマーセメント系塗膜防水材)
18. 床下地材	(財)建材試験センター (UR都市機構機材の品質性能評価)	床下地材

(別表) 品質性能評価機関等登録名簿

	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	床下地材
19. 畳用防虫加工紙(布)	(財)建材試験センター (UR 都市機構機材の品質性能評価)	畳用防虫加工紙(布)
	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	畳用防虫加工紙(布)
20. スリット材	(財)建材試験センター (UR 都市機構機材の品質性能評価)	スリット材
	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	スリット材
21. うす畳	(財)建材試験センター (UR 都市機構機材の品質性能評価)	うす畳
	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	うす畳

電 気 編		
該当する品質判定基準等	登録機関及び機材の種別	
機材の種類・種別	登録機関名	機材の種別
1. テレビ・FM共同受信機器	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	テレビ共同受信機器(同軸伝送)(光伝送)
	(財)電気安全環境研究所 (都市再生機構用機材品質性能評価事業)	テレビ・FM共同受信機器
2. 宅配ボックス	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	宅配ボックス
	(財)電気安全環境研究所 (都市再生機構用機材品質性能評価事業)	宅配ボックス
3. 光配線設備	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	光配線システム機器
4. 過電流警報装置	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	過電流警報装置
	(財)電気安全環境研究所 (都市再生機構用機材品質性能評価事業)	過電流警報装置
5. 住宅情報盤設備	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	住宅情報盤設備
	(財)電気安全環境研究所 (都市再生機構用機材品質性能評価事業)	住宅情報盤設備
6. 防犯カメラ設備	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	防犯カメラ設備
	(財)電気安全環境研究所 (都市再生機構用機材品質性能評価事業)	防犯カメラ設備

(別表) 品質性能評価機関等登録名簿

機 械 編		
該当する品質判定基準等	登録機関及び機材の種別	
機材の種類・種別	登録機関名	機材の種別
1. 便器	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	便器
	(財)建材試験センター (UR 都市機構機材の品質性能評価)	便器
2. 洗面化粧ユニット	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	洗面化粧ユニット
	(財)建材試験センター (UR 都市機構機材の品質性能評価)	洗面化粧ユニット
3. 加圧式給水システム	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	給水ポンプシステム
4. さや管ヘッダー配管システム	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	配管システム
5. 洗濯機用防水パン	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	洗濯機用防水パン
	(財)建材試験センター (UR 都市機構機材の品質性能評価)	洗濯機用防水パン
6. 浴槽	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	浴槽
	(財)建材試験センター (UR 都市機構機材の品質性能評価)	浴槽
7. 給湯器ユニット	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	ガス給湯器
8. 電気温水器	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	電気給湯器
	(財)電気安全環境研究所 (都市再生機構用機材品質性能評価事業)	電気温水器
9. 風呂がま	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	密閉式風呂がま
10. 換気扇類及び換気口等	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	換気ユニット(台所用ファン)(サンタリー用ファン)(換気口部品)
	(財)電気安全環境研究所 (都市再生機構用機材品質性能評価事業)	換気扇類及び換気口等(台所用ファン)(サンタリー用ファン)

11. マシンルームレス型エレベーター	(財)ベターリビング (優良住宅部品認定事業)	エレベーター(マシンルームレス型エレベーター)
12. 水槽	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	水槽
13. 換気用ファン(居室用ユニット)	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	換気用ファン(居室用ユニット)
	(財)電気安全環境研究所 (都市再生機構用機材品質性能評価事業)	換気扇類及び換気口等(居室用ファン)
14. 暖・冷房システム(ガス吸収式冷温水機)	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	暖・冷房システム(ガス吸収式冷温水機)
15. 暖・冷房システム(衣類乾燥機(温水式))	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	暖・冷房システム(衣類乾燥機(温水式))
16. 暖・冷房システム(熱交換器ユニット(住宅用))	(財)ベターリビング (公共住宅用資機材品質性能評価事業)	暖・冷房システム(熱交換器ユニット(住宅用))